

評価項目算定資料提出にあたっての留意点

総合評価落札方式では評価項目算定資料を提出いただきますが、提出にあたっては次の点にご注意ください。

1 評価項目算定資料は、次のとおり評価項目順（様式第10-3-1号「評価点算定資料一覧表」参照）に並べて、封筒に入れて提出してください。以下では標準型を例にして説明していますが、簡易、簡易、簡易型の場合には、それぞれ該当のない評価項目を除いて並べてください。

（1）評価項目算定資料の提出について

・様式第10-1（又は10-2）号「評価項目算定資料の提出について」

（2）評価点算定資料一覧表

・様式第10-3-1号（又は10-3-2号）「評価点算定資料一覧表」

「提出枚数」の欄には、（3）～（16）で提出する様式と添付書類の合計枚数を記入してください。

（3）企業の施工実績

・様式第10-4号「施工実績評価資料」

+ 添付書類（コリンズの「登録内容確認書」・図面等の写し）

ホチキス（クリップ）止め

（4）優良工事の受賞

・国土交通省等の優良工事表彰状の写し

・栃木県が表彰するものについては提出不要

（5）ISOの認証取得

・ISOの登録証の写し及び付属書の写し

（6）安全衛生活動の実績

・安全衛生活動等実績証明書の写し

（7）登録基幹技能者の配置

・様式第10-6号登録基幹技能者配置資料

・講習修了証の写し

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

（法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）

（8）配置予定技術者の工事経験、配置予定技術者の工事成績評定、配置予定技術者のCPD

・様式第10-5号「配置予定技術者評価資料」

+ 添付書類（コリンズの「登録内容確認書」・図面等の写し、

工事成績評定通知書の写し、CPDの実績証明書等の写し等）

ホチキス（クリップ）止め

（9）地域の守り手としての実績

の実績について

・鋼橋上部工工事・PC橋上部工工事以外の場合 - 1又は - 2のいずれか1つ

・鋼橋上部工工事・PC橋上部工工事の場合 - 3

- 1 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績（鋼橋上部工工事・PC橋上部工工事を除く）

- ・ 栃木県県土整備部発注の路河川維持管理業務又は環境森林部若しくは県土整備部発注の除雪業務の契約書の写し、又は契約内容が確認できる書類の写し
- ・ 下請業者の場合は、元請業者の契約書又は契約内容が確認できる書類の写しに加えて、以下ア～ウのうちいずれかの書類
 - ア 下請契約書の写し
 - イ 注文請書等の契約内容が分かる書類の写し
 - ウ 元請業者が発行する証明書の写し
- 【注】下請業者の場合、元請業者が、様式第10—18号「〇〇維持管理業務における下請業者名等の報告について」を県に提出している場合は、資料の提出は不要です。
- 2 災害応急復旧工事の施工実績（鋼橋上部工工事・PC橋上部工工事を除く）
 - ・ 検査結果通知書の写し
 - ・ 下請業者の場合は、元請業者の検査結果通知書の写しに加えて、以下ア～ウのうちいずれかの書類
 - ア 下請契約書の写し
 - イ 注文請書等の契約内容が分かる書類の写し
 - ウ 元請業者が発行する証明書の写し
- 3 橋梁補修工事又は橋梁補強工事の実績（鋼橋上部工工事・PC橋上部工工事のみ）
 - ・ 様式第10 - 4号「施工実績評価資料」
 + 添付書類（コリンズの「登録内容確認書」・図面等の写し）

ホチキス（クリップ）止め

- 災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等の実績
 - ・ 災害時の応急対策業務に関する協定に基づく協力者名簿の写し
 - ・ 栃木県との覚書の写し（複数の企業による場合は、自社が参加していることが分かる資料の写しを追加して提出すること）
- 防疫対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等の実績
 - ・ 家畜伝染病の発生時等における防疫対策業務に関する協定に基づく協力者名簿の写し
- (10) 災害時の基礎的事業継続力の認定
 - ・ 関東地方整備局長が発行する認定証の写し
- (11) 地域活動の実績
 - ボランティア活動実績（以下のいずれか）
 - ・ 愛ロードとちぎ、愛リバーとちぎ、愛パークとちぎの場合は、活動報告書等の写し等（複数の企業による場合は、自社が参加していることが分かる資料の写しを追加して提出すること）
 - ・ とちぎ夢大地応援団の場合は、団員証の写し及び様式第10 - 7 - 1号「とちぎ夢大地応援団活動実績証明書」の写し（複数の企業による場合は、自社が参加していることが分かる資料の写しを追加して提出すること）
 - ・ TUNAGU に係る地域協働活動の場合は、様式第10 - 7 - 2号「TUNAGU に係る地域協働活動実績証明書」の写し
 - インターシップ等による学生の受入実績
 - ・ 様式第10 - 8号「インターンシップ等実績証明書」の写し
 - 水防等協力団体指定実績

- ・水防協力団体は提出書類なし
- ・河川協力団体及び道路協力団体については、指定証の写し（指定団体の構成員は指定団体が発行する証明書の写しを追加して提出すること）

県が推進する環境施策等への取組実績（以下のいずれか）

- ・エコキーパー事業所認定証の写し
- ・様式１０－９号「日光杉並木オーナー契約証明書」の写し（代表取締役の個人名義の場合は法人登記簿謄本の写しを追加）

担い手確保への取組実績

- ・様式１０－１０号「担い手確保への取組実績に係る実績証明書」の写し（複数の企業による場合は、自社が参加していることが分かる資料の写しを追加して提出すること）

就労支援事業等における雇用実績（以下のいずれか）

- ・栃木県発注の緊急雇用創出事業における契約書の写し又は契約内容が確認できる書類の写し
- ・宇都宮保護観察所が発行する雇用に関する証明書の写し

地域防災活動の取組実績

- ・様式第１０－１１号「地域防災活動の取組実績に係る実績証明書」の写し

（１２）週休２日制工事の実績（以下のいずれか）

- ・栃木県発注工事における工事成績評定通知書の写し
- ・国発注工事における週休２日制適用工事における履行実績取組証の写し
- ・様式１０－１２号「週休２日制（４週８休以上）工事成績証明書」の写し
- ・CORINS の「登録内容確認書」の写し（週休２日(４週８休)の実績がある旨が明記されているものに限る）

（１３）ＩＣＴ活用工事の実績（以下のいずれか）

- ・栃木県発注工事における工事成績評定通知書の写し
- ・様式１０－１３号「ＩＣＴ活用工事成績証明書」の写し
- ・CORINS の「登録内容確認書」の写し（「３次元起工測量」「３次元設計データ作成」「ＩＣＴ建設機械による施工」「３次元出来型管理等の施工管理」「３次元データの納品」の５項目全てを行ったことが明記されているものに限る）

（１４）若手・女性技術者の配置実績

- ・様式第１０－１４号「若手・女性技術者配置実績評価資料」
 + 添付書類（CORINS の「登録内容確認書」・図面等の写し、
 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 （法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）

ホチキス
（クリップ）止め

（１５）建設キャリアアップシステム活用工事の実績（以下のいずれか）

- ・栃木県発注工事における工事成績評定通知書の写し
- ・様式第１０－１５号「建設キャリアアップシステム活用工事成績証明書」の写し

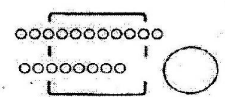
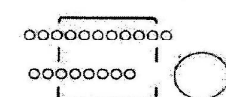
（１６）施工計画の評価

- ・様式第１０－１６号又は様式第１０－１７号「施工計画」

- 2 価格以外の評価は、評価基準を満たしていることを提出された書類で確認できない場合には評価しません。なお、評価項目ごとに評価対象期間が定められておりますので、別添の「価格以外の評価点・評価項目別評価対象期間一覧」を参考にして、評価対象期間内であることを確認してから提出してください。
- 3 提出する書類は縮小コピーして構いませんので、可能な限りA4版にそろえてください。
- 4 提出する書類は型式別で異なりますので注意してください。
- 5 簡易型及び簡易型については、入札公告で一括提出が認められている場合、一括提出することができますので、栃木県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領別記4「評価項目算定資料の一括提出方法」に従い作成の上、提出してください。

添付書類等参考資料

「ISO9001」の登録証の見本です。

ISO9001 マネジメントシステム登録証	ISO9001 付属書
登録証番号 : XX-XXXX	登録証番号 : XX-XXXX 1 / 1
登録事業者 : ○○建設株式会社	登録事業者 : ○○建設株式会社
栃木県	登録活動範囲 : 土木・建築・舗装の施工及び定期点検
当登録は、上記事業者の品質マネジメントシステムを審査した結果、付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します。	
ISO 9001 : 2000 / JIS Q 9001 : 2000	
登録日 : 年 月 日	登録日 : 年 月 日
登録更新日 : 年 月 日	登録更新日 : 年 月 日
有効期限 : 年 月 日	有効期限 : 年 月 日
	
※登録証は有効期間が満了するまで、有効であるものと見なされます。	※付属書は登録証の一部であり、登録証と一緒に提出してください。

登録証のほかに付属書がある場合には提出してください。

建設工事に関するものであることが必要です。

評価基準日現在有効でなければなりません。

安全衛生活動等実績証明書

事業所名称	〇〇〇建設 株式会社
事業所住所	〇〇市〇〇町〇〇-〇
代表者名	〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

建設業労働災害防止協会栃木県支部の加入の有無	有	会員番号	〇〇〇
令和 〇 年度 安全衛生活動など実績の有無	有		

評価基準日の属する年度の前年度の実績が
評価対象です。

上記事業所は、建設業労働災害防止協会栃木県支部で定める「安全衛生活動等実績証明要
領」に基づき、記載内容等を調査・確認したところ、上記のとおりであることを証明します。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

評価基準日の属する年度に発
行したものが有効です。

建設業労働災害防止協会栃木県支部

支 部 長

印

路河川維持管理業務委託の例です。

収入
印紙

○ ○ 維持管理業務委託契約書

- 評価基準日前 2 年間に完了
引渡しが行われたものに限
ります。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

印

栃木県知事 様

(○○事務所経由 県土整備部監理課扱い)

○○建設業協同組合

道路及び河川等維持管理業務における下請業者名等の報告について

完了した維持管理業務における下請業者名等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務の名称 道路及び河川等維持管理統合業務委託
- 2 委託箇所 一般国道 ○○○号外 ○○市○○外
- 3 履行期間 令和 ○(20xx)年 ○○月 ○○日から
令和 ○(20xx)年 ○○月 ○○日まで
- 4 業務委託料(変更契約額) ○○○,○○○,○○○円
- 5 業務目的物引渡日 令和 ○(20xx)年 ○○月 ○○日
- 6 下請業者名等

本様式は、元請業者が県に提出する
ものですので、入札参加者が提出する
ものではありません。

No	下請業者名	担当箇所	下請当初契約金額等 (変更契約額)
1	○○○○○○○	○○○○○○○○○等	○,○○○,○○○円
2	●●●●●●●	●●●●●●●等	●,●●●,●●●円
3		等	, 円
4	▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲▲等	▲▲▲,▲▲▲円
5	□□□□□□□□	□□□□□□□□等	□□□,□□□円
6	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■等	■ ■ ■, ■ ■ ■円
7			円
8			円
9			円
10			円

元請業者が本様式を県に提出して
おり、「下請業者名」欄に名前が記
載されている入札参加者は、資料の
提出は不要です。

(備考)

- (1) 本書は、「栃木県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領」様式10-3-1注5(1)に定める「道路及び河川等維持管理業務における下請業者名等の報告について」に該当するものである。
- (2) 本書に記載された下請業者は、施工体制確認型総合評価落札方式において「価格以外の評価点」として「地域の守り手実績 路河川維持管理業務又は除雪業務の実績」の評価を得たい場合には、「実績有り」に囲みを入れることで足り、改めて書類を提出することを要しない。
- (3) 金額的業務の発生しない降雪時の待機、機器の供与等を行った下請業者については、下請当初契約金額等の欄に「降雪待機」、「機器供与」等と記入することで、評価対象とする。

「災害応急復旧工事の施工実績」で提出する検査結果通知書の例です。

検査結果通知書

第 令和 年 月 日 号

(受注者) 様

栃木県知事
(出先機関長)

下記工事について、令和 年 月 日検査した結果、次のとおりなので通知します。

記

工事名	応急工事 川その									
工事箇所	線					川 岸				
	工事名に「応急工事」と入っているものが対象です。									
請 負 代 金 額	〒 , , -									
契 約 工 期	着 手	令和	年	月	日	。 日間	完成年月日	年	月	日
	完 成	令和	年	月	日			28	29	30
検査員名	課									
検査結果	合格									

完成引渡し（完成年月日）が、
評価基準日前5年間のものに限り
ます。

「協力者名簿」の見本です。栃木県と建産連との協定書に基づく協力団体（企業）の場合に提出してください。

災害時の応急対策業務の実施に関する協定書第3条に基づく「業務協力者名簿」

提出日 平成〇〇年 〇月 〇日

組織・支部名: 〇〇〇〇支部

連絡責任者名(支部等の長): 〇〇 〇〇

名簿その1

商号又は名称	代表者名	TEL番号	FAX番号	所在地	緊急連絡先	緊急時電話番号	労災保険 特別加入(世)	従業員数 (人)	施設賞格等種別
1. 〇〇建設(株)	橋本 太郎	028-823-2421	028-823-2422	宇都宮市東區1-1-20	橋本 太郎	028-823-2421, 携帯:090-xxxx-xxxx	加入	30	大塚どのう10等
2. △△建設(株)	橋本 次郎	028-823-2421	028-823-2422	宇都宮市東區1-1-20	橋本 次郎	028-823-2421, 携帯:090-xxxx-xxxx	未加入	200	大塚どのう等
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

協力する企業名が確認
できることが必要で
す。

評価基準日現在最新のもの
を提出してください。

- ・ 栃木県と建産連との協定書（平成17年10月26日締結）は提出する必要がありません。
- ・ 建産連等の証明書でなく、必ず「協力者名簿」の写しを提出してください。

※労災保険特別加入とは、労働者災害補償保険法「第4章の2 特別加入」に基づく、事業主の労災保険特別加入制度への加入状況をいう。

栃木県との「災害時の応急対策の実施に関する覚書」の見本です。

単独企業として、土木事務所等と覚書を締結している場合に提出してください。

災害時の応急対策業務の実施に関する覚書

〇〇土木事務所（以下「甲」という。）と〇〇社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害（以下「災害」）が発生した場合において、相互協力により迅速な応急対策業務を実施するため、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和38年法律第223号）及び栃木県地域防災計画の趣旨に基づき、県内で大規模災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに損壊の確保及び回復に関する業務（以下「災害時の応急対策業務」という。）を実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の体制の報告）

第2条 乙は覚書取り交わし後、緊急連絡先、従業員数及び建設資機材種類等について甲に報告するものとする。

2 乙は、報告の内容に変更が生じたとき、甲が特に求めたとき又は覚書の有効期間を延長したときは、協力体制の報告を事務所に提出するものとする。

（協力の要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙にその業務についての協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の決定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受諾するものとする。

3 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定により甲の災害時の応急対策業務の要請を受諾したときは、直ちに当該業務を実施するものとする。この場合、当該業務は、その目的を達成するための最小必要限度のものとする。

2 甲は当該業務に要した経費を負担することとし、速やかに当該業務を実施する業務施工者と契約書を取り交わすものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（従業員の補償）

第5条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成〇〇年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

（補則）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年 〇月 〇日

甲 〇〇市〇〇〇〇〇〇
栃木県〇〇土木事務所
所長 〇〇〇〇

乙 〇〇市〇〇〇〇〇〇
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

認定証の例です。

国 関 整 防 第 号
認定番号: Ktr

関東地方整備局
災害時の基礎的事業継続力
認定証

殿

関東地方整備局が定める「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に適合していることを証する。

令和 年 月 日

認定期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国土交通省関東地方整備局長

評価基準日において有効であることが必要です。

関東地方整備局認定のものに限ります。

「愛リバーとちぎ」の活動報告書の見本です。

「愛リバーとちぎ」活動報告書

団体・企業名	〇〇建設(株)
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
活動場所	一級河川 川 ~
参加人数	名
活動内容	☐ 回収したおおよそのごみの量 210kg ☐ 回収したごみの内容 焼却ごみ(草、ペットボトル等) ☐ 大型ごみ、危険物等
事故・けが等	
報告日	平成 年 月 日
作成者	
その他	

活動した企業名が確認できることが必要です。

活動日は、評価基準日前2年間に限ります。

複数企業(団体)による活動で、活動報告書では活動した企業名が確認できない場合には、活動実績を証明する書類として、所属する登録団体が作成した「活動参加企業一覧」を併せて提出してください。(別添を参考にしてください)

「愛リバーとちぎ」の「活動参加企業一覧」の別添の見本です。

「愛リノバ一とちぎ」活動参加企業一覧

平成 年 月 日

登録団体名： ○○○○会

参加企業名	活動日					
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
〇〇建設(株)	出席					
	出席					
		出席				
	出席					
	出席					
△△建設(株)	出席					

活動した企業名が
確認できることが
必要です。

活動日は、評価
基準日前2年間に
限ります。

※「愛ロードとちぎ」「愛リバーとちぎ」「愛パークとちぎ」に加盟の企業で団体登録している場合、下記により提出してください。

- 1) 「愛ロードとちぎ」又は「愛リバーとちぎ」合意書に基づく活動報告書を提出する際に添付してください。
- 2) 「愛パークとちぎ」合意書に基づき活動報告をする際に、指定管理者へ提出してください。

栃木県の「河川協力団体指定証」の見本です。

河 川 協 力 団 体 指 定 証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けの申請については、審査の結果適格であるので、河川法第58条の8第1項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

令和 年 月 日

評価基準日現在、指定されている必要があります。

国土交通省所管法定受託者 栃木県

代表者 栃木県知事 ○ ○ ○ ○ 印

記

指定内容

(1) 法人等の名称

法人等の構成員として活動している場合は、自社が当該法人等の構成員として活動していることを証明する当該法人等が発行する証明書の写しを併せて提出してください(様式任意)。

(2) 業務を行う河川の区間

活動場所は栃木県内に限ります。

(3) 指定番号

(行政不服審査法第57条による教示)

本件指定について不服があるときは、国土交通大臣に対し、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件指定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件指定の取消しの訴えは、本件指定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、本件指定があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件指定の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、本件指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該判決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると本件指定の取消しの訴えを提起することができない。)

エコキーパー認定証の例です。

(様式第2号)

エコキーパー事業所認定証



様

エコキーパー事業所認定制度実施要領第6条第1項の規定により、下記のとおり貴事業所をエコキーパー事業所に認定します。

記

事業所の名称
事業所の所在地
認定期間
認定番号
認定ランク

評価基準日において認定ランクが 又は ランク以上が有効です。

年 月 日

栃木県知事

印

緊急雇用創出事業に関する証明書の例です。

契約書の写しで緊急雇用創出事業の内容が明記されていない場合は仕様書・設計書等の契約内容がわかる写しを添付してください。

栃木県発注の業務委託で緊急雇用創出事業のみが該当します。

収入
印紙

栃木県業務委託契約書

1 委託業務の名称 ○○伐採業務委託○○その1 (緊急○○)

2 委託箇所 ○○○線○○市○○

3 履行期間 令和○○年○○月○○日から

令和○○年○○月○○日まで

4 業務委託料 金○○,○○○,○○○円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金○○○,○○○円)

5 契約保証金 金○,○○○,○○○円

県土整備部発注の緊急雇用創出事業業務委託については「(緊急○○)」と予算名が明記されています。

評価基準日前2年間に完了引き渡しを行ったものに限りま

上記の委託業務について、発注者 栃木県 と受注者 ○○○株式会社 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

栃木県が発注したものに限りま

令和○(年○○月○○日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

就労支援事業の雇用に関する証明書の例です。

雇 用 に 関 す る 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 (株)

代表 〇 〇 〇 〇 殿

評価基準日前3ヶ月以内に発行したものが有効です。

宇都宮保護観察所 〇 〇 〇 〇

上記の事業主は、NPO法人「栃木県就労支援事業者機構」へ会員登録し、保護観察・更生緊急保護対象者を下記の期間雇用していたことを証明します。

記

1 会員登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 雇 用 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

評価基準日前1年間に3ヶ月以上継続して雇用しているものが有効です。